相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市中央区北長狭通八丁目三三番地、最後の住所東京都あきる野市菅生一一五九番地和敬園　被相続人　亡　髙濵　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十五日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間郡越生町大字越生八四八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　齋藤　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十五日

東京都中央区銀座八丁目八番一五号青柳ビル五階銀座誠和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　新井　宏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県礎町通四ノ町二一〇六番地、最後の住所川崎市多摩区宿河原二丁目四番三一号

被相続人　亡　河内研太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十五日

川崎市川崎区駅前本町一五―五　十五番館ビル一〇〇二号室川崎グリーン法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉澤幸次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県高砂市北浜町牛谷三八五番地、最後の住所兵庫県高砂市北浜町牛谷六六番地の二

被相続人　亡　谷本　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十五日

兵庫県姫路市三左衛門堀東の町三番地の二

相続財産管理人　弁護士　山﨑　省吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市中島一五六四番地九、最後の住所岡山県倉敷市中島四四番地一一

被相続人　亡　坪井千代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二十五日

事務所岡山県倉敷市大島五一〇―一九リンケージ藤波ビル一階大熊法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大熊　裕司

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬する事になりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬する事になりますのでご了承下さい。

平成二十三年三月二十五日

一、墳墓等所在地　東京都墨田区横川一丁目五番一号

一、墳墓等の名称　霊性院墓所　①川崎家　②福田家　③工藤家　④宇賀神家　⑤森田家　⑥駒井家

一、死亡者の本籍及び氏名　（本籍はいずれも不詳）①川崎正治、川崎栄次、川崎ウメ、川崎芳江、川崎正次、幼児　②福田寸、福田佐登美、福田きく、福田親一、福田賢一、福田元枝　③工藤藤吉、工藤とめ、工藤駒次郎　④氏名不詳　⑤氏名不詳　⑥氏名不詳

一、改葬を行おうとする者　東京都墨田区横川一丁目三番一〇号　宗教法人霊性院　代表役員　齋藤　隆尚

山梨県営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　山梨県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者

山梨県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅等

山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県規則第十五号）別表に掲げる県営住宅等

三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

ア　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。

イ　県営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他アに付随する業務を行うこと。

四　一で定める者が行う県営住宅等の管理を行う期間

平成二十三年四月一日から

平成二十八年三月三十一日まで

平成二十三年三月二十五日

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県住宅供給公社

理事長　中澤　正徳

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年3月25日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①朝日食品工業株式会社　②埼玉県知事(1)21648　③代表取締役　中野高雄　④埼玉県朝霞市北原2丁目4番23号　⑤1000万円　⑥埼玉県朝霞市北原2丁目4番23号　朝日食品工業株式会社　代表取締役　中野高雄

①エムズ設計管理　②千葉県知事(1)15130　③塩谷政　④千葉県袖ケ浦市長浦駅前2―18―9　⑤利付国庫債券1000万円　⑥千葉県知事　⑦千葉県袖ケ浦市長浦駅前2―18―9　エムズ設計管理　塩谷政

①東京急行電鉄株式会社　②国土交通大臣(9)2621　③代表取締役　越村敏昭　④東京都渋谷区南平台町5番6号　廃止した従たる事務所　神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目472番地　武蔵小杉駅構内　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区南平台町5番6号　東京急行電鉄株式会社　代表取締役　越村敏昭

①株式会社中部住宅販売　②愛知県知事(2)19147　③代表取締役　横山宏泰　④愛知県名古屋市名東区梅森坂三丁目414番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市名東区梅森坂三丁目414番地　株式会社中部住宅販売　代表取締役　横山宏泰

①株式会社中部住宅販売　②愛知県知事(2)19147　③代表取締役　横山宏泰　④愛知県名古屋市中区丸の内二丁目15番32号　⑤500万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市名東区梅森坂三丁目414番地　株式会社中部住宅販売　代表取締役　横山宏泰